

4 一般社団法人更埴教育会弔意見舞いに関する規定

第1条 この規定は更埴教育会定款施行に関する細則第9条による。

第2条 会員が在会中死亡した場合は弔慰金10,000をおくり弔問する。但し特別の場合は理事会にはかっで行う。

第3条 会員が病気休職の場合は見舞金5,000円をおくる。

第4条 会員が災害その他特に見舞いを必要とするときは理事会にはかっで行う。

第5条 前条以外弔意見舞いについては、理事会にはかっで行う。

第6条 本規定は平成24年4月1日より施行する。

(平成24年 2月17日制定)

(平成24年 4月 1日施行)